

控訴人能條桃子意見陳述メモ

能條桃子です。

私は、この国の主権者の1人として、私にも、そして同年代の18歳から29歳の人たちにも、選挙で投票できる権利があるのに、立候補することができない年齢制限に合理的な理由はあるのか？と問うために、裁判を起こしました。

21歳の時に留学していたデンマークで、同じ年の21歳やそれより若い18歳、19歳の議員を目の当たりにし、同年代の子たちが友達の選挙を楽しそうに手伝う様子に感化され、同年代に被選挙権がない日本のおかしさに問題意識を持つようになりました。

あれから7年。団体をつくり、国会議員へのロビー活動をして自分なりに努力してきましたが、まだ法改正には至っていません。

変わらない根本の理由として、選挙によって選ばれている国会議員に、自分が当選できた選挙のルールを変えたいという意欲が湧かないという状況があります。

また、進めたほうがいいという国会議員もいる一方で、「(若い候補者が出てくことによって議席が奪われる可能性があるのではないかと後ろ向きになる) 地方議員に嫌がられることはしたくない」という話が出てきます。政治調整において「権利」の議論が無効だということも感じてきました。

だからこそ、司法の判断に期待して、裁判を起こしました。

私たちは、25歳、30歳未満の国民には、成人になり投票する権利はあるけれど、立候補する権利がない今の状況は、30歳未満を国民主権の完全な担い手としてみなしていないのではないかとということを問いました。

しかし残念ながら、東京地裁の判決では、「立法府の裁量の範囲内」とされてしまいました。

正直、判決を受け取ったあと、しばらく日本では変わらないのかもしれない、と諦めの気持ちが浮かびました。

そしてすぐ、思い出した話があります。

今から 100 年ほど前の 1925 年、日本で男子普通選挙が実現しました。女性にも参政権を認めるように求めた声は届かず、女性には参政権がありませんでした。その際、公正な選挙とするために、厳しい規定が設けられたにも関わらず、1928 年の初めての選挙以降、買収などはかえって組織化され、選挙費用は高まり、腐敗が深まっていきました。

そんな背景があり、1935 年、官民一致協力の教化運動である選挙粛正運動が全国で行われることになりました。

その選挙粛正運動において、参政権のない女性たちに、家庭内から不正行為を防止するために様々な役割が期待されました。選挙が終わるまでお茶の間に貼られたというリーフレットでは、「家庭内に粛正気分をみだし、我が家から誓つて一人の棄権者も違反者も出さぬやう努めませう」「投票日には国旗を掲げ、おいしい朝食の支度をして有権者を明るいい心持で投票場へ送りだませう」など、家庭内における女性の内助が説かれていたそうです。

1 世紀近く経ち、女性の参政権を「当たり前のもの」とする感覚を共有する現代の目線を通すと、参政権を求める声には耳を傾けられず、一方でおいしい朝食を用意して投票所に送り出すことを求められていたことへの違和感や理不尽さは、当然のように理解できるものになっていると思います。

私がこの選挙粛清運動と女性たちについて初めて本で読んだ時、当時の女性たちの活動を今の日本の若者が置かれている立場と重ねて読みました。

「若者にもっと政治に関心を持ってほしい」「未来を担うのは若者だから」と言いながら、同時に立候補年齢引き下げができない言い訳を重ねる政治家の話に苦い気持ちを抱きます。

私はずっと、「若者」に対する期待は社会全体で高い一方で、代表性の担保には無関心な現状がこうやって放置されていることへの違和感を感じてきました。1 世紀前の女性たちの怒りや無念さが、今は一般に理解されるものであるように、この違和感が共通して理解される未来が早く来ることを願っています。

そして、それをもたらせるのは法改正により現実が変わっていくことです。

私は当初、この裁判を「立候補する権利」のために起こしました。しかし、この裁判を通じて、傍聴に来てくださった 30 代以上の方たちの感想な

ども聞くなかで、私たちは立候補できる権利のために活動しているだけでなく、同時に、すべての国民の、「今の日本では立候補する権利を奪われているために立候補者になっていない人に投票する権利」のために裁判をしているのだと考えるようになってきました。

一部の国民が候補者になることが排除されている選挙で「国民」が投票する状態は、憲法にかなっているのでしょうか。

この被選挙権年齢に関する議論は、若者の権利の回復と同時に、国民主権の問題です。

東京地裁の判決では「被選挙権は憲法が保障する極めて重要な基本的人権」という一般論には触れられるものの、それが現実では、30歳未満の私たちに保障されていないことについては触れられませんでした。

東京高裁では、「立法府の裁量」と逃げずに、裁判所で、憲法の理念に照らした議論がなされ、立法府への後押しとなることを願っています。

勇気のある判決を、よろしくお願いいたします。

以上